ヒアリング（意見交換）のための事前提出資料

資料番号 １-４

海区漁業調整委員会

１　ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22年度）



　　※あわせて、H20年度から3年間の委員会議の開催実績についてご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 開催回数 | 備　　　考 |
| H20年度 | ７回 | 委員会3回（答申2・選出2・指示） 委員協議会4回 |
| H21年度 | １２回 | 委員会4回（答申2・選出・指示） 　委員協議会8回 |
| H22年度 | １２回 | 委員会4回（答申2・選出・指示）　　委員協議会8回 |

　　　　　　　　　※「指示」とは、漁業法第67条第1項に基づく漁業調整委員会の指示をいう。

２　活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。

　　（例.不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許認可処分等に係る事前の調整案件数（漁業関係者との協議、調整を伴うもの） | H20年度７件 | ・ﾏﾅｶﾞﾂｵ流網漁業の試験操業に係る取扱方針・船びき網漁業（転換バッチ）許可譲渡　等 |
| 同上 | H21年度９件 | ・ﾏﾅｶﾞﾂｵ流網漁業の試験操業に係る取扱方針・しらすうなぎ特別採捕許可取扱方針・船びき網漁業（転換バッチ）許可譲渡・船びき網漁業の操業期間　等 |
| 同上 | H22年度12件 | ・ﾏﾅｶﾞﾂｵ流網漁業の試験操業に係る取扱方針・船びき網漁業（転換バッチ）許可譲渡・囲刺網漁業許可の取扱い・カニ籠漁の取扱い　等 |

３　委員であることによる日常生活への影響について

　　（例．間接的ではあるが、具体的な影響など）

|  |
| --- |
| 公選委員（漁業者又は漁業従事者）の場合、会議や打合せ等の時期、時間帯によっては漁業操業活動が制約されるので、漁獲の適時（タイミング）を逃してその日の漁獲量が見込みより少なくなったり漁そのものができないことがある。また、漁業操業に係る許認可やトラブルの解決等について漁業者等から相談や調整依頼を受けることがある（上記２参照）。 |

４　その他

　　　特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

|  |
| --- |
| 海区漁業調整委員会の構成委員のうち公選委員（大阪では委員総数10人中の６人）については、漁業者又は漁業従事者による選挙で選出される（漁業法第85条）。なお、選挙に関する事務は都道府県選挙管理委員会が管理する（漁業法第88条）。これは、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る」という漁業法第1条の目的を達成するための制度として当委員会が設けられていることによるものである。 |

【参考】漁業法（抜粋）

1. この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする

漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

　第85条　漁業調整委員会は、委員をもって構成する。

　　２（略）

　　３　委員は、左に掲げるものをもって充てる。

　　　一　次条の規定により選挙権を有するものが同条の規定により被選挙権を有する者につ

　　　　き選挙した九人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあっては　六人）

　　　二　学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあっては三人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した二人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあっては一人）

　　（以下　略）

　第88条　海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法題181条に規定する

　　都道府県の選挙管理委員会が管理する。